

排出枠の割当方法について

(資料の構成)

1. これまでの検討会における整理	2
(1) 第2回検討会資料2「国内排出量取引制度の論点について」における整理	
(2) 論点を踏まえた議論の方向性	
2. 諸外国の事例と考え方	4
I. 欧州EU－ETSと米国リーバーマン・ウォーナー法案の比較	4
(1) 欧州EU-ETSと米国リーバーマン・ウォーナー法案の制度・制度案とその考え方	
(2) EU－ETSの現行指令及び2013年以降の指令(案)における考え方	
(3) 米国リーバーマン・ウォーナー法案における割当の考え方	
II. 有償割当の事例	8
(1) RGGIの地域オークション設計要素	
(2) 英国排出量取引制度(UKETS)におけるオークション	
(3) オークションの試験的導入について	
III. 早期対策への配慮の事例	13
(1) 米国リーバーマン・ウォーナー法案(抜粋)	
(2) RGGIモデルルール(概要)	
(3) ドイツ(割当計画令(ZuG)2005年～2007年)	
(4) ニュージーランド(NZ ETS)	
(5) オーストラリア	
3. 制度オプション試案に向けて	16
I. 各要素の整理と補足	16
(1) 無償割当と有償割当の比較	
(2) ベンチマークの設定について	
(3) 事業者の新規参入・施設閉鎖等への対応について	
II. 制度オプション試案に向けて	21
(参考資料)	22

1. これまでの検討会における整理

(1) 第2回検討会 資料2「国内排出量取引制度の論点について」における整理

制度の構成要素			国内排出量取引制度の論点	
			主な論点	その他の論点
【排出枠の割当方法】	有償割当と無償割当の組み合わせ	・有償割当（オークション）と無償割当をいかなる考え方で組み合わせるべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象部門・業種ごとに、その状況を踏まえて検討すべきである。 ・対象に対する負担に配慮するとの観点から、当面は無償割当を基本としつつ、可能な部門・業種については、公平性の観点から有償割当の割合を高めていくことが考えられる。 ・生産物が国際的な競争下になく、また、価格転嫁が可能と考えられる業種については、有償割当とすることが考えられる（オークションという手法が我が国の慣行になじむかどうかという点や、民間から政府への相当の所得移転が生じる点にも留意）。 ・生産物が国際的な競争下にある業種については、当面、無償割当とすることが考えられる。 ・前項の「対象とカバレッジ」の設定と密接な関わりがある。 	・価格転嫁は市場の働きにより行われるものであるが、市場が適切に機能していない場合については、何らかの措置を検討することが考えられる。
	有償割当	排出枠の売却方法 ・排出枠の売却方法は、どうすべきか。 ・売り出しの時期や頻度は、どのように設定すべきか。	今後の検討課題	
		売却収入の扱い ・政府による売却収入はどのように取り扱うべきか。	今後の検討課題	・米法案には、排出枠の一部を対象者ではない者に対して、補助金的な意味で割り当てるという発想もある。
	無償割当	・グランドファザリングとベンチマークをいかなる考え方で組み合わせるべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・無償割当とする場合、公平性の観点から、可能な限りベンチマークを検討することが考えられる。 ・当面、技術的にベンチマークの採用が難しいものについては、グランドファザリングの採用を検討することが考えられる。 	
	共通事項	割当の単位（敷地境界） ・事業所単位、企業単位が考えられるが、いずれを採用すべきか。	・事業所単位を基本とするが、企業（企業グループ）全体としての排出量の把握や検証、割当が可能な場合には、企業単位も認めることが考えられる。	

制度の構成要素		国内排出量取引制度の論点	
		主な論点	その他の論点
【排出枠の割当方法】	共通事項	裾切り基準の設定 ・GHG排出削減という目的と、排出量のモニタリング・検証コストや行政コスト等とのバランスをどのように考えて設定すべきか。	今後の検討課題
		新規参入・閉鎖の扱い ・新規参入者や閉鎖はいかに取り扱うべきか。	・新規参入者用に、一定量の排出枠を留保しておくことが必要と考えられる。新規参入者に対しては、過去の実績がないため、なにがしかのベンチマークにより割当を行うか、オークションを活用することが考えられる。 ・閉鎖の際、一旦配分された排出枠について、継続保有・他者への移転を認めるべきか、あるいは、政府に対して返還することとすべきか。

(2) 論点を踏まえた議論の方向性

○第2回検討会では、①有償割当の主な方法と理論的整理、②EUの無償割当の事例を取り扱った。有償割当は実施事例が少ない。無償割当はグランドファザリングが多いが、一部の部門についてベンチマークが導入されている。

○主な意見は、以下のとおり。

【有償割当】

- ・有償割当は、多額の税負担をもたらすような、異質の制度である。価格転嫁できない産業では、その負担が国際競争力に相当のダメージとなる。
- ・有償割当の収入還付については、技術開発の支援、省エネ推進企業への還付、低所得者対策など様々な方法がある。
- ・いったん国に財源を移してから配分するより、産業界で研究開発に使った方が有効ではないか。
- ・有償割当では、買い占めの懸念があるため、最大購入可能量の設定等の措置を講ずることが考えられる。
- ・相場がはっきりしていない導入初期については有償割当は難しく、まずは無償割当が主体となるべきではないか。

【無償割当】

- ・企業ごとの競争、各産業部門における競争に照らして、公正な割当ができるかどうかポイント。
- ・成長等に極端な制限を課すことにより、企業の正当な競争を歪め、炭素リーケージを引き起こすおそれがある。
- ・技術がなく、新たな削減対策を実施するのが困難な状態で海外クレジットの購入を認めると、海外への資金流出を招く。
- ・新規参入へのリザーブの問題をどう解決するかという問題がある。

○今回は、諸外国の制度及び検討を参考としつつ、我が国で排出量取引を導入とした場合の有償割当(オークション)、無償割当(グランドファザリング、ベンチマーク)の在り方及び組み合わせについて、議論を深める。

○また、新規参入・閉鎖の取扱いについても、諸外国の制度及び検討を参考としつつ検討する。

2. 諸外国の事例と考え方

I. 欧州EU-ETSと米国リーバーマン・ウォーナー法案の制度・制度案とその考え方

(1) 欧州EU-ETSと米国リーバーマン・ウォーナー法案の比較表

制度の構成要素		EU-ETS(2013年以降については案)	米国リーバーマン・ウォーナー法案
【排出枠の割当方法】	有償割当と無償割当の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・第1,2フェイズは無償割当がメイン(有償割当の割合はそれぞれ5%、10%以内。) ・2013年以降のEUETSに関するEU指令の改定案では、有償割当の比率を大きく高める。発電施設については、全量オークションによる有償割当。CCS付き発電施設も、隔離した分は排出枠が不要なため無償割当はない。他の業種については、2013年において無償割当のウェイトを80%とし、2020年にはゼロにする。ただし、国際競争にさらされ工場移転のおそれのある業種については無償割当を認める。(2013年から排出枠総量の約2/3は有償割当になると見込まれ、2020年にかけてさらに高めていく。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償割当と有償割当の組み合わせ ・年毎に有償割当の比率を高める。 有償(年次オークション) 2012年21.5%→2050年69.5% (ただし、2012,13,14年の3年間については、それぞれ5,3,1%の早期オークション枠もある。) 無償 2012年73.5%→2050年30.5%
	有償割当	<p>排出枠の売却方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出枠の売却方法は、どうすべきか。 ・売り出しの時期や頻度は、どのように設定すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利の法人(Climate Change Credit Corporation)を設置し、同法人がオークションを実施。
	売却収入の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による売却収入はどのように取り扱うべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益を、新設する以下のファンドに用いる。 (a)土地管理局緊急消火ファンド(the Bureau of Land Management Emergency Firefighting Fund)に3億ドル確保。 (b)森林局緊急消火ファンド(the Forest Service Emergency Firefighting Fund)に8億ドル確保。 (c)Climate Security法管理ファンドに法律運用に必要な経費を確保。 ・オークション収益の残りを、以下の割合で各目的に用いる。 (a)52%をエネルギー技術の展開 (b)2%をエネルギー独立加速ファンド(Energy Independence Acceleration Fund) (c)18%をエネルギー消費者対策 (d)5%を気候変動労働者養成プログラム(Climate Change Worker Training Program) (e)18%を米国の自然資源の適応プログラム (f)5%を気候変動と国家安全プログラム(the Climate Change and National Security Program)

制度の構成要素		EU-ETS(2013年以降については案)	米国リーバerman・ウォーナー法案																
無償割当	<ul style="list-style-type: none"> ・ グランドファザリングとベンチマークをいかなる考え方で組み合わせるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1,第2フェイズは、主にグランドファザリング。一部の国が発電設備にベンチマークを活用。 ・ 2013年以降のEUETSに関するEU指令の改定案は、ベンチマークを志向。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無償割当の対象と、総割当量に占める割当のパーセントは以下の通り。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>2012年</th> <th>2030年</th> <th>2050年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制対象者 (グランドファザリングによる割当て、直近3年間の排出実績等を基に、初期割当量を決定。)</td> <td>34%</td> <td>2.75%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>早期対策(2016年まで)</td> <td>5%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規制対象者以外(州、電力/天然ガス消費者、CCS、農業、森林、埋立地、炭鉱)</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> <td>30.5%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	2012年	2030年	2050年	規制対象者 (グランドファザリングによる割当て、直近3年間の排出実績等を基に、初期割当量を決定。)	34%	2.75%	—	早期対策(2016年まで)	5%	—	—	規制対象者以外(州、電力/天然ガス消費者、CCS、農業、森林、埋立地、炭鉱)	34.5%	34.5%	30.5%
	対象	2012年	2030年	2050年															
	規制対象者 (グランドファザリングによる割当て、直近3年間の排出実績等を基に、初期割当量を決定。)	34%	2.75%	—															
早期対策(2016年まで)	5%	—	—																
規制対象者以外(州、電力/天然ガス消費者、CCS、農業、森林、埋立地、炭鉱)	34.5%	34.5%	30.5%																
共通事項	<u>割当の単位(敷地境界)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所単位、企業単位が考えられるが、いずれを採用すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所単位 																
	<u>掘切り基準の設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHG排出削減という目的と、排出量のモニタリング・検証コストや行政コスト等とのバランスをどのように考えて設定すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1、第2フェイズでは、燃焼設備のうち熱投入量が20MWを超えるものや、金属工業や非金属工業(窯業)等のうち一定生産能力以上の施設に限定。 ・ 2013年以降のEUETSに関するEU指令の改定案では、熱投入量が25MW以下で排出量が少ない燃焼設備を、一定の条件で適応除外にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定生産能力以上の施設に限定。例えば、5,000t以上の石炭利用や10,000t-CO2相当以上のGHG排出等。 																
	<u>新規参入・閉鎖の扱い</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規参入者や閉鎖はいかに取り扱うべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規参入者向けに排出枠を留保。最善技術に基づく割当。 ・ 閉鎖施設については、閉鎖以降について排出枠の無償割当を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所及びエネルギー集約型製造部門の新規参入のために排出枠を留保(無償・有償)。 ・ 閉鎖施設は、排出枠を返却。 																

(2) EU-ETSの現行指令及び2013年以降の指令(案)における考え方

○欧州議会及び欧州理事会の2003/87EC指令(抜粋)

前文

(7)加盟国による排出量割当に関する共同体レベルの条項は、国際市場の一体性を確保し、競争の歪みを避けるために必要である。

(8)加盟国は、排出量を割り当てる際に、排出量削減に係る産業工程のポテンシャルを考慮するべきである。

第10条 割当の方法

2005年1月1日から3年間は、メンバーの国々は排出枠の少なくとも95%を無償で割り当てなければならない。2008年1月1日から5年間は、加盟国は、排出枠の少なくとも90%を無償で割り当てなければならない。

○共同体の温室効果ガス排出量取引制度の改善と拡大に関するEC指令(2003/87EC)を修正する欧州議会及び欧州理事会指令案(COM(2008) 16 final) (抜粋)

前文

(13) (前略) それゆえ、オークションは、最も簡素で一般的に最も経済効率的な制度であると考えられることから、割当の基本的な原則でなければならない。これはまた、ウィンドフォール・プロフィットを排除するものであるとともに、新規参入者と、平均よりも高いレベルで成長している経済主体を、既存設備と同様の競争条件に置くものでなければならない。

(18) 移行的な措置として行われる無償割当は、共同体域内の競争の歪みを最小限にするために、協調の取れたEU全体に適用される規則(「ベンチマーク」)を用いて行われるべきである。これらの規則は、温室効果ガスの排出及びエネルギーについての効率的な技術、代替物、代替的な製造過程、バイオマスの利用、再生可能エネルギーや温室効果ガス吸収隔離技術の大半を考慮するべきである。(中略)。これらの規則は、移行的な措置として無償割当を受けている既存の施設と同様の活動を行う新規参入にも適用されるべきである。(後略)

(参考)EU-ETS影響評価書(「EUの温室効果ガス排出割当量取引制度の向上・拡大のための欧州議会及び欧州理事会指令」 附属書類[SEC(2008)53](2008年1月23日))における記述(抜粋)

7.3.4 オークションvs.無償割当

分析結果によると、他の割当方法と比較した場合、制度の効率性を増加させ、配分による望ましくない副作用を除去するという点で、全量オークションによる割当が最も優れている。しかし、例外的なケース又は気候変動政策に関する国際合意がない場合には、排出枠の一部を無償で割り当てることが、炭素リーケージを防ぐための有効な手法となりうる。

7.3.5 無償割当をする際の割当方法

無償割当を行う際には、環境上の有効性とEU ETSの効率性を確保するために、できるだけ(EU全体で)協調の取れた方法で行う必要がある。

7.3.6 新規参入

炭素リーケージを防ぐために無償割当を行う場合、EU全体に適用される単一で新規参入用予備排出枠を設置することが望ましい。これにより、欧州域内の市場における競争力を公平に保つことができる。

7.3.7 施設閉鎖ルール

無償割当を行う際には、施設移転に関するルールを含めて(EU全体で)協調の取れた施設閉鎖ルールを設定することで、競争力の歪み等を最もよく防ぐことができる。

(3) 米国リーバーマン・ウォーナー法案における割当の考え方

- オークション方式を基本としている。これには、環境団体の影響力が大きい。
- ベンチマークは一つの有力な方法。米国でもこの方式が望ましいと主張する関係者がいることも確か。ただ、業界ごとのベンチマーク設定と一言で言っても、業界をどこまで細分化するのか等の難しい問題は発生する。
- 早期対策への配慮については、米国でも10年、15年前から天然ガスを積極利用する等の対策を進めてきた事業者などもあることから、一部の無償排出枠を提供して努力に応えようとしている。

※提案者であるリーバーマン議員のスタッフより聴取

II. 有償割当の事例

(1) RGGIの地域オークション設計要素

- 米国北東部の地域温室効果ガスイニシアティブ(RGGI)は、米国北東部10州が参加し、発電所からのGHG排出削減を目的とするキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度(2009年1月1日開始予定)である。
- RGGIでは、オークションを割当方法の基本としており、参加州は単独の州でオークションを行うか、均一地域オークション(uniform regional auctions)に参加するか、選択することができる。
- 均一地域オークションは、初回オークションを2008年9月10日に、第二回目を12月17日に実施する予定であり、その後は四半期毎に行うこととしている。
- 2008年3月17日に公表されたRGGI均一地域オークションの規則の概要は、以下のとおり。

1ロット	1,000t-CO2 (注 全てショート・トン、1ショート・トン=0.9072 トン)
方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回オークションにおいては、<u>単一回入札 (single-round) 、均一価格方式 (uniform-price) 、封印入札 (sealed-bid) 。</u> ・ <u>一貫したオークション方式の維持を目標としつつも、必要に応じて、複数回 (multiple-round) 、競り上げ入札 (ascending-price) 方式へ移行する等の柔軟性を認める。</u>
販売スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>排出枠は、割当てられた年 (暦年) に対応した発行年 (ビンテージ) によって、識別される。</u> ・ <u>各遵守期間 (基本的に3年間) 終了前に、当該期間中に売却予定であった全排出枠をオークションにかける。</u> ・ <u>4年先までの割当年の排出枠について、年間排出枠の50%分までオークションにかけられる。</u>
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全ての市場参加者は、金融保証含む、参加要件を充たす必要がある。要件について、後により厳しくなる可能性がある。</u>
購入上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>参加者は、一度のオークションで売却される排出枠の25%を超えて買うことができない。</u>
最低落札価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>初回オークションでは、1.86ドル/t-CO2の最低落札価格が適用される。この数字は、ICF Internationalのモデルによる2009年排出枠価格2.32ドル/t-CO2(2009年ドル価格) × 80%により、算出。</u> ・ <u>2009年から毎年調整される最低落札価格は、事実上1.86ドル/t-CO2よりも高額になる。調整のためには、①消費者物価指数 (CPI) 、②同じビンテージのRGGI排出枠の現行市場価格 × 80%のどちらかを用いる。ただし、②については、参加州の代表者が現行市場価格を決定するのに信頼に足る市場データが十分あると判断した場合に限られる。</u> ・ <u>最低落札価格は各オークションに先立ち、参加予定者に知らされる。</u>
売却されなかった排出枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>売却されなかった排出枠については、現行市場価格に基づいた最低落札価格で将来のオークションにかけられる。</u> ・ <u>遵守期間をまたいで将来のオークションにかけられるか否かは、2012年に行われるRGGIレビューに際して決定。</u>

告知	<ul style="list-style-type: none"> オークション実施日の少なくとも45日前に、RGGIのオークション・ウェブサイト上で告知。各州も、自州の当該の規則、条例、行政上の手続きに則り情報を広める。 告知される情報は最低限、以下の項目を含む：オークションの日時と開催場所、参加資格に適合となる入札者の区分、参加の必要条件、オークションにかけられる排出枠の量、他の関連情報、入札予定者が参加するために必要な手続き。
監視	<ul style="list-style-type: none"> 独立した専門の市場モニターが、オークションや関連の市場活動を監視。 オークション終了後、参加者にオークションが規定に沿って行われたのかの報告を行う。
結果	<ul style="list-style-type: none"> 参加州がオークション結果を承認し、落札者が各州に対して全額支払いを行うと、各州は相当する排出枠をCO2排出枠トラッキングシステム上の当該落札者の口座に移転させる。 州は、オークション結果の承認や決済の結果次第では、排出枠移転を規制する全権限を有する。 一定期間内に、参加州はオークション結果（売却総量と落札価格）をRGGIのオークション・ウェブサイト上で発表。

(参考)「RGGI: 地域温室効果ガスイニシアティブ」の概要

○2005年に制度設計の覚書が公表され、2009年からの実施に向けて準備が進められている

- ・北東部10州による排出量取引制度。制度期間は2009年から2014年。対象は発電所。
- ・削減目標は対象地域におけるCO2排出量の2000年～2004年平均で定められ、2009年～2014年に約4%増で安定させ、2015年から2018年までに年2.5%削減し、2018年に2009年比10%削減することとしている。
- ・費用緩和措置: 国内外削減プロジェクトの活用
- ・排出量の割当方法としては、オークションの比率が高い

○最低入札価格が\$1.86/t-CO₂に設定されているが、報道によると、2008年2月に行われたオプション取引では、数千トンの排出枠について\$5～\$10/t-CO₂の値が付き、同年3月19日に行われた先物取引では2009年物5000トンについて\$7/t-CO₂の値が付いた。これは、いずれ作られる連邦レベルの制度にRGGIが吸収されることを見越して、最低入札価格よりも高い価格が付けられている可能性があるとのこと。(2008年4月9日付けClimateWire「MARKETS: Advance RGGI transactions show bullish outlook」より)

(2) 英国排出量取引制度(UK ETS)におけるオークション

- 英国排出量取引制度は、気候変動税(CCL)、気候変動協定(CCA)と共に英国の気候変動プログラムの施策として制定された。
- 同制度には、CCA参加者と直接参加者の2種類の目標保有参加者が参加。CCA参加者は、CCA協定における総量又は原単位での削減目標を排出上限として制度に参加する。
- 直接参加者は、排出枠ではなく、削減目標を設定。この目標設定が、オークションを通じて行われる。
- 直接参加者は、排出削減量の達成状況に応じて、インセンティブ資金(奨励金)が得られる。

- 以下、直接参加者を対象としたオークションの概要と結果についてとりまとめる。

方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競り下げ入札 (Descending crock) 方式。 ・ 競売人が設定価格を提示し、参加者は設定価格に応じた排出削減量 (5年後の2006年の削減量) を提示する。 ・ 価格に参加者が応札した排出削減量に乗じた金額が2億1500万ポンド以下である場合にオークションを終了する。 ・ 価格に参加者が応札した排出削減量に乗じた金額が2億1500万ポンド以上である場合は、前回より低い価格を設定して、オークションをやり直す。 ・ オークションで決定した応札数量を基に、コミットメント期間 (5年間) の総排出削減量を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> － 総排出削減量の1/5を年次削減量とする。 － 一年目の割当量は、ベースライン排出量よりも年次削減量だけ少ない量となる。 － 以降、前年よりも年次削減量だけ少ない量が毎年の割当量となる。
販売スケジュール	・ 2002年3月11～12日
参加資格	・ UK-ETSの直接参加者。
購入上限	・ 参加者は、奨励金総額2億1500万ポンドの10%以上を受け取るような応札ができない。
最低落札価格	・ なし。
売却されなかった排出枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし。 ・ 応札価格により入札される総排出削減量が異なるので、売却されなかった排出枠は生じない。

インセンティブ資金の受け取り	<ul style="list-style-type: none"> ・直接参加者は、毎年排出削減目標を達成している場合に、オークションで決まった価格にオークションで提示した排出削減量に乗じた金額の1/5を毎年受け取る。 ・スキームから離脱する場合には、それまでに受け取ったインセンティブ資金に利子をつけて返却しなければならない。 ・排出量が目標を超過した場合、当該年のインセンティブ資金は受け取ることができない。また、次年の割当量から超過量の1.3倍を予め控除する。 ・コミットメント期間を通じて排出削減目標を達成していない場合には、直接参加者はそれまでに受け取ったインセンティブ資金に利子をつけて返却しなければならない。
----------------	--

2. オークションの結果

実施日:2002年3月11～12日

参加企業数:34社

排出削減量:5年目の排出削減量が450万t-CO₂以上

インセンティブ資金:1t-CO₂あたり53.37ポンド(年平均17.79ポンド)(9巡目のオークションで決定)

【参加企業】

アスダ・ストアー

バークレー銀行

バトル・マッカーシー・カーボン・クラブ

ブルー・サークル工業

ブリティッシュ航空

ブルティッシュ製糖

BP

バドワイザー・スタグ・ビール

ダルキア

ダナ・UK・ホールディングス

デュポン英国

EGNI

ファースト水力

フォード自動車

ゼネラル・ドメスティック器具

GKN

イメリス窯業

イネオス照明

カークリース・メトロポリタン・カウンシル

ランド・セキュリティーズ

レンド・リース・不動産投資サービス

マークス&スペンサー

英国三菱商事

モトローラ

自然歴史博物館

クウォンタム・ガス・マネジメント

ロジア・オーガニック・ファイン

ロールス・ロイス

英国兵器産業

シエルUK

サマフィールド・ストアー

テスコ・ストアー

英国石炭鉱業

ウェイツグループ

(3)オークションの試験的導入について

- EU-ETSのPhase 1・2など、排出量取引制度の開始時に当たっては、無償割当を行う例が多い。
- 温室効果ガスを対象にした排出量取引では、RGGIのように対象が限定される場合やUK-ETSのように奨励金制度を設けている場合など、限定的な事例について有償割当が行われてきたが、EU-ETSの2013年以降の制度案、米国LW法案、NZ-ETSのように、広範囲での実施も検討されている。

(参考)

硫黄酸化物を対象にした米国の大気清浄法(CAA)に基づく排出量取引制度「酸性雨プログラム」では、市場の効率性を維持し、発電所の発電容量追加に対応するため、米国環境保護庁(EPA)に対し、毎年一定量の枠をオークションすることを義務付けており、総排出枠の約2.8%がオークションされている。

- ・ フェーズ1(1995年～1999年):毎年配分する5,700,000t-SO₂のうち、150,000t-SO₂をオークション。
- ・ フェーズ2(2000年～2009年):毎年配分する8,950,000t-SO₂のうち、250,000 t-SO₂をオークション。

(出典)EPAホームページ「Acid Rain Program SO₂ Allowances Fact Sheet」
URL: <http://www.epa.gov/airmarkets/trading/factsheet.html>

III. 早期対策への配慮の事例

(1) 米国リーバーマン・ウォーナー法案(抜粋)

第B節 - 早期対策

第3201条 割当

本法律の施行日より2年以内に、長官は、温室効果ガスを排出する対象施設等の設置者又は運営者に対し、1994年1月1日以降に当該の設置者及び運営者が実施した、認証済みで信頼性の高い温室効果ガス排出量削減の効果を考慮した上で、以下の通りの割当を行うものとする。

- (1) 西暦2012年に定められた排出枠の5%
- (2) 西暦2013年に定められた排出枠の4%
- (3) 西暦2014年に定められた排出枠の3%
- (4) 西暦2015年に定められた排出枠の2%
- (5) 西暦2016年に定められた排出枠の1%

第3202条 分配

(a) 通則 - 本法施行日より1年以内に、長官は、割当において利用する規則、手順及び基準により、対象施設及び温室効果ガスを排出するその他の施設の設置者または運営者に対し、第3201条により割当てられる排出枠を定めることとする。

(b) 検討 - (a)項に規定された手順及び基準では、以下のような制度の下で本法律の施行日以前に登録された認証済みで信頼性の高い排出量削減を検討することを定めるものとする。

- (1) 気候リーダーズプログラム、あるいは米国環境保護庁及び米国エネルギー省のその他の自主的温室効果削減プログラム
- (2) エネルギー情報管理局の温室効果ガス自主報告プログラム
- (3) 温室効果ガス排出削減量の追跡及び検証の制度が盛り込まれた、州又は地域の温室効果ガス排出量削減プログラム
- (4) 事業体全体に渡る温室効果ガス排出量削減につながった事業体の自主的プログラム

(c) 割当 - 本法律の施行日以降4年以内に、長官は、第3201条によって割当てられたすべての排出枠の割当を行うものとする。

(2)RGGIモデルルール(概要)

- RGGIモデルルール(第XX5.3条)には、早期削減枠(ERA)を割り当てる規定を盛り込んでいる。これは、オークションによって割り当てられるものとは別に、CO2排出削減が義務付けられる前に、CO2排出量取引制度の施行日前までに行った排出削減のうち要件を満たすものに対して排出枠を割り当てることによって、対象施設に対して排出削減のインセンティブを与えるものである。
- ERAを受けるためには、対象施設は2009年5月1日までに、以下の事項を含むERA申請書を提出しなければならない。なお、施設閉鎖はERAの対象とはならない。
 - ・ ベースライン期間(2003年～2005年:早期削減期間の直近3年間)に対する早期削減期間(2006年、2007年、2008年の3年間)におけるCO2排出量削減の絶対量
 - ・ 対象施設におけるすべてのCO2排出枠単位について、ベースライン期間に対する早期削減期間における発電量及び有効熱量に対する平均CO2排出率の減少分

(3)ドイツ(割当計画令(ZuG)2005年～2007年)

- 通常、既存設備には、2000年から2002年までの平均CO2排出量に遵守期間の年数と0.9709(コンプライアンスファクター)を掛けた量に相当する排出枠が割り当てられる(第5条、第7条①)。
- 1994年1月1日以降に行われた設備の近代化により、参照期間(1991年から2001年までの期間における、任意の連続する3カ年)に比べて、2000年から2002年までの平均CO2排出量が、一定量以上(「1994年末日までに近代化した場合は7%以上」～「2002年末日までに近代化した場合は15%以上」)削減されたことが証明された事業者については、コンプライアンスファクターに1を適用することができる(第12条①・②)。

(4)ニュージーランド(NZ ETS)(※オーストラリア政府の報告書(2007年9月)より)

- 産業部門において、企業が基準年を設定する際に、2003～2005年から選択できるようにすることで、早期削減を認める。
- 但し、この内の1年だけ何らかの事情で例外的に排出量が少なくなっているわけではなく、十分に歴史的排出量を代表する値であるかどうかには留意が必要とされている。

(5)オーストラリア(排出量取引に関する総理大臣タスクグループ最終報告書(2007年6月))(概要)

○取引期間以前の排出削減を認め、また奨励することは重要であるとし、以下の方式に言及。

① 割当を行うときに、早期削減を行った企業が不利を被らないようにする。

- ・ グランドファザリングを行わないのも一つの方法。
- ・ 排出量取引制度の対象部門における早期削減を評価する。

この場合、早期削減についてのルールはシンプルにする必要があり、以下のオプションがありうる。

- (i) 一定の排出枠をプールしておき、認証された排出削減活動に対して、先着順に割当を行う。プールする量、認証する割合、活動の種類につき、検討が必要。
- (ii) 良質の認証制度を有する自主的取引によるクレジットを、国の排出量取引制度に参加する時に限り認める。

② 排出量取引制度の外部にある、追加性のあるオフセット活動からの早期削減を評価する。

特にシンク、CDM、豪州政府のGreenhouse Friendlyプログラムからのクレジットを認める。

3. 制度オプション試案に向けて

I. 各要素の整理と補足

(1) 割当方法の比較

	ベンチマークとグランドファザリング	オークション
環境保全への実効性	<ul style="list-style-type: none"> 割当総量を予め設定することで可能。 	同左
費用効率性 (社会的費用の低減)	<ul style="list-style-type: none"> 全体の割当量が所与で、かつ割当方法によって割当量に差が生じない場合は、初期配分の差は市場取引により調整され、結果的に差が生じない。 	同左
社会的受容性	<ul style="list-style-type: none"> 目標を超過した分の排出削減コストだけで済むため、制度対象者のコスト負担は少ない。 排出枠の交付量を現行の京都議定書目標達成計画の目標排出量と合わせることにした場合、目標達成計画の延長線上の施策として提示することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 現排出のすべてに対してコストがかかることになるため、制度対象者のコスト負担が大きい。 多額の税負担をもたらすような、異質の制度であるとする指摘がある。
公平性	<ul style="list-style-type: none"> 公平性を厳密に担保することは難しい。 割当を無償で行うことにより、ウィンドフォール・プロフィットが生じ、対象者の所得配分に歪みをもたらす可能性がある。 ベンチマークを導入することにより公平性を高めることができるが、対象となる全業種・部門にきめの細かいベンチマークを設定することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在のエネルギー効率やGHG排出効率に応じて負担を求めるため、過去の努力も評価されるため、公平性が担保できる。 配分基準や手続等において、客観性、透明性が確保できる。
海外制度との親和性	<ul style="list-style-type: none"> EU-ETSのPhase I・IIは無償割当を基本としている。 	<ul style="list-style-type: none"> EU-ETSの2013年以降、米LW法案、RGGI、NZ-ETSではオークションでの割当を計画中。
行政コスト	<ul style="list-style-type: none"> 割当量の設定のための費用がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 競売を管理するための費用がかかる。

(2)ベンチマークの設定について

①ベンチマークによる排出枠の割当の考え方

ベンチマークによる排出枠の割当方法は、以下の式が基本となる。

排出枠＝活動量×ベンチマーク(原単位)

活動量として使用する指標が満たすべき条件として、以下の点が挙げられる。

- ・ 排出量との相関性が高いこと
- ・ 客観性が高く、かつモニタリングや検証が可能なデータであること
(例:ビルの延べ床面積、稼働時間など)

②ベンチマーク(原単位)の設定方法

単位活動量当たりの排出量(原単位)を設定する際の代表的な2つの手法のメリットと課題は、以下のとおり。

■ BAT (Best Available Technology)

- ・ 実行可能な最先端の省エネ技術を導入した場合の、設備の排出量を積み上げてベンチマークを算定する。

■ 実績データ

- ・ 企業・事業所単位の排出量・活動量・設備容量の実績データを基本にベンチマークを算定する。

表 ベンチマークの設定方法に関するメリットと課題

設定方法	メリット	課題
BAT	<ul style="list-style-type: none">・ 実行可能な最先端の省エネ技術を想定するため、不公平性が生じにくい。	<ul style="list-style-type: none">・ 稼働時間、気候、エネルギーインフラ等の条件を仮定する必要がある。・ 算定されるベンチマークが、実際の実績ベースの原単位よりも乖離する可能性がある。
実績データ	<ul style="list-style-type: none">・ 実態の設備の運用状況(稼働時間等)に即したエネルギー消費の実態を踏まえて、ベンチマークを設定することができる。	<ul style="list-style-type: none">・ データの加工方法を検討する必要がある。・ 稼働率が低い等、特殊事情により排出量が少ない(または多い)データの扱いに留意する必要がある。

③自己申請・技術パネル方式について

- ・ベンチマークの設定に当たっては、対象業種の活動量、BAT、実績データといった詳細な情報を踏まえ、専門的な立場から公平な判断を行う必要がある。
- ・そこで、各企業がエネルギー効率等基準設定に係る情報を取りまとめ、技術関係に詳しい有識者を構成員とする技術パネルに申告し、排出枠の割当について審査を求めることも考えられる。
- ・技術パネルは、企業からの申告を受けて排出枠の割当が適正であるかを審査し、その結果を政府に勧告する。

(参考)オランダベンチマーク協定の概要(第2回検討会資料4より抜粋)

オランダでは電力業や主要製造業を対象に、設備のエネルギー効率を2010年までに世界最高水準とする協定が政府と産業界との間で1999年に締結されている。(協定の期限は原則的に2012年まで。)この「世界最高水準」というベンチマーク目標は、以下に示すいずれかのアプローチにより定めることが認められているが、その際個別企業は、内外企業のエネルギー効率に関する調査をコンサルタントに委託することとなっている。

- ・ オランダ国外におけるプラントで上位10%相当の効率(Deciel Method)
- ・ オランダ国外の地域で最も高い平均効率(Regio Method)
- ・ オランダ国外で最も高いプラントの効率を更に10%上回る効率(Best Practice)
- ・ 税引き後のIRRが15%以上である対策を見込んだ効率(Energy Audit)

企業は世界最高水準の達成に向けて、以下のようなエネルギー効率化計画を策定し、実施することが求められている。

- ・ 世界最高水準を実現する期日(2010年まで、遅くても2012年まで)を明らかにする。
- ・ 企業の工場毎の計画を策定する。
- ・ 計画を政府(環境許可担当部署)と第三者機関に提出し、第三者機関は計画を評価し政府に勧告を行う。

(3)事業者の新規参入・施設閉鎖等への対応について

①新規参入の取り扱い

(i) 割当総量からの留保

割当総量の一部を、あらかじめ新規参入に留保することが考えられる。

この場合、新規参入者向けに割当量を留保することにより、既存事業所・事業者への割当は、割当総量からの留保分を控除した上で配分することになる。

(ii) 新規参入者に対する割当量方法(無償割当:グランドファザリング又はベンチマークを採用した場合)

既存事業所・事業者との公平性を確保する観点からは、新規参入に対しても既存事業所・事業者と同様の方法で無償割当を行うことが考えられるが、EU-ETSのPhase2では、イギリス・オランダ・アイルランドの国家割当計画(NAP)において、ベンチマーク(BAT)に基づく割当を行う旨が規定されている。

新規参入者への割当・配分は、基本的に運用開始時期の順(=早い者順)に行うことが考えられる。

制度期間の途中で留保分が無くなった場合は、無償割当は行わず市場から排出枠を調達させる方法も一案ではあるものの、さらなる検討が必要。

一方、制度期間において留保分が余った場合には、政府が有償で販売することが考えられる。この場合は、適用対象事業所・事業者のみが参加できるオークションを行うことが妥当と考えられる。

②事業所・事業者の施設閉鎖等の取扱い

制度期間における既存の対象事業所・事業者の施設閉鎖等に対する取扱いとしては、

(i) 施設閉鎖等に応じて割当量を調整する

(ii) 施設閉鎖等に関わらず割当量を固定させる

の二通りの方針が考えられる。いずれにせよ、新規参入と整合させることが必要である。

ここで、「(i) 施設閉鎖等に応じて割当量を調整する」とした場合、以下のような取扱いが考えられる。

表 事業所・事業者の施設閉鎖等に伴う排出枠の取扱いについて

異動の区分	排出枠の取扱い
事業所保有者・事業者の退出	<ul style="list-style-type: none"> 退出までの期間の排出量に応じた排出枠の償却義務を退出前の保有者・事業者に課すことが考えられる。この場合、償却後に残った排出枠については、一定期間を経て退出前の保有者・事業者の保有口座が閉鎖される際、政府に返還される。 退出後の排出量については、以後の保有者・事業者に排出枠の償却義務を課すことが考えられる。
事業所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖までの期間の排出量に応じた排出枠の償却義務を課すことが考えられる。この場合、償却後に残った排出枠については、一定期間を経て閉鎖前の保有者・事業者の保有口座が閉鎖される際、政府に返還される。 事業所の新設と絡めて古い事業所を閉鎖する場合には、事業所の移転と同様に取り扱うことも可能とすることが考えられる。
事業所の移転	<ul style="list-style-type: none"> 設備容量等の拡張／縮小と同様に取り扱うことが考えられる。
設備容量等の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所・事業者が設備容量等を縮小する場合には、縮小分及び縮小後の運用期間に応じて、割り当てられた排出枠の一部を国に返却させることが考えられる。
(長期の)操業停止	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所・事業者が何らかの事情で操業や営業を停止している場合には、停止期間に応じて排出枠の一部を国に返却させることが考えられる。
設備稼働率の(極端な)低下	<ul style="list-style-type: none"> 設備稼働率が著しく低下している場合には、閉鎖と同様に取り扱うことが考えられる。

なお、施設閉鎖等に応じた割当量の調整を行うメリット・デメリットは以下のとおり。

【メリット】

- ・ 割当量が過去の操業の履歴に関係なく公平に定められる。
- ・ リアルタイムの操業状況を割当量に反映させることで、企業の受容性を高めることができる。

【デメリット】

- ・ 施設閉鎖等の取扱いに関するルールが複雑化し、制度運用において混乱が生じるおそれがある。
- ・ 事実上停止しているラインを稼働しているように見せかけ、割当量を確保しようとする事業者が出るおそれがある。

II. 制度オプション試案に向けて

対象部門・業種毎に、その状況を踏まえて、各種割当方法の組み合わせを検討すべきである。

①有償と無償を組み合わせる際の考え方

- ・ 割当対象に対する負担に配慮するとの観点から、当面は無償割当を基本としつつ、可能な部門・業種については、公平性の観点から有償割当の割合を高めていくことが考えられる。
- ・ 生産物が国際的な競争下になく、価格転嫁が可能と考えられる業種については、有償割当とすることも考えられる。
- ・ 国際競争力への影響については、実証的な分析を行い、影響が大きい部門・業種範囲とその影響の程度を特定した上で、無償割当を行うことが考えられる。

②無償割当を行う際の考え方

- ・ 公平性の観点から、可能な限り、ベンチマーク(BATの存在状況、実績データと排出量の関係、技術パネルの設置と活用などを考慮)の採用を検討することが考えられる。
- ・ 制度開始以前の削減努力(早期対策)を勘案した割当を行うことが考えられる。

③有償割当を行う際の考え方

- ・ 諸外国でも実施例が少ないので、具体的なルールの整備状況等の動向を見ながら検討する。
- ・ 有償割当を実施した際の収入の用途についても検討課題(例:制度対象者への還元、排出削減に係る技術開発の支援、制度運用など)。

④新規参入・閉鎖の扱い

- ・ 新規参入者用に、一定量の排出枠を留保しておくことが必要と考えられる。新規参入者に対しては、過去の実績がないため、何らかのベンチマークにより割当を行うか、オークションを活用することが考えられる。
- ・ いったん配分された排出枠について、移転の際は継続保有を認め、閉鎖・廃止の際は、政府に対して返還することが考えられる。

(参考資料)

○EU-ETS影響評価書(「EUの温室効果ガス排出割当量取引制度の向上・拡大のための欧州議会及び欧州理事会指令」
 附属書類[SEC(2008)53](2008年1月23日))における記述(抜粋)

①有償割当と無償割当の比較

オプション	有効性	効率性	一貫性	結果
5.15現状	—	—	—	検討に値せず
5.16全量オークション	V/0	V	V	検討に値する
5.17無償割当(50-80%)	0/—	V/0	V/0	検討に値せず
5.18リーケージを防ぐための無償割当	V	V/0	V	検討に値する

オプション	環境上の有効性	経済上の効率性	競争	単純さ、透明性、予見可能性	配分効果	行政コスト
5.16全量オークション	0	++	++	++	++	+
5.18リーケージを防ぐための無償割当	0/+	+	0/+	0	+	0/+

(凡例) V: クライテリアを充たす、0: どちらでもない、—: クライテリアを充たさない
 ++: 多大な改善、+: 改善、0: 無視できる程度の変化

②無償割当をする際の割当方法

オプション	有効性	効率性	一貫性	結果
5.19現状	—	—	—	検討に値せず
5.20協調の取れたグランドファザリング	V	V	V	検討に値する
5.21ベンチマーク	V	V	V	検討に値する
5.22部分的なベンチマーク	V	V	V	検討に値する
5.23相対的パフォーマンス・ベンチマーク	V	V	V	検討に値する

オプション	環境上の有効性	経済上の効率性	競争	単純さ、透明性、予見可能性	配分効果	行政コスト
5.20協調の取れたグランドファザリング	0	+	+	+	0	+
5.21完全に協調の取れたベンチマーク	0/+	+	++	+	++	0/+
5.22ハイブリッド・アプローチ	0/+	+	0/+	0/+	+	0/+
5.23相対的ベンチマーク	0/+	+	+	+	+	0/+

(凡例) V: クライテリアを充たす、0: どちらでもない、—: クライテリアを充たさない
 ++: 多大な改善、+: 改善、0: 無視できる程度の変化

③割当:新規参入

オプション	有効性	効率性	一貫性	結果
5.24現状	－	－	－	検討に値せず
5.25加盟国レベルでの協調の取れたNER	V	V	V	検討に値する
5.26欧州レベルでの単一のNER	V	V	V	検討に値する
5.27NERなし	－/V	V	V	検討に値する

オプション	環境上の有効性	経済上の効率性	競争	単純さ、透明性、 予見可能性	配分効果	行政コスト
5.25加盟国レベルで協調の取れたNER	＋	0	＋	0/＋	0/＋	0/＋
5.26欧州レベルでの単一のNER	＋	0	＋＋	＋	0/＋	0/＋
5.27NERなし	－	＋＋	－	＋＋	＋	＋＋

(凡例) V: クライテリアを充たす、0: どちらでもない、－: クライテリアを充たさない
 ＋＋: 多大な改善、＋: 改善、0: 無視できる程度の変化

④割当:施設閉鎖ルール

オプション	有効性	効率性	一貫性	結果
5.28現状	－	－	－	検討に値せず
5.29閉鎖ルールなし	－/V	V	V	検討に値する
5.30移転ルールなしの協調の取れた閉鎖ルール	V	V	V	検討に値する
5.31移転ルール付の協調の取れた閉鎖ルール	V	V	V	検討に値する

オプション	環境上の有効性	経済上の効率性	競争	単純さ、透明性、 予見可能性	配分効果	行政コスト
5.29閉鎖ルールなし	－	＋	＋＋	＋＋	－	＋＋
5.30移転ルールのない協調の取れた閉鎖ルール	0	＋	＋＋	＋＋	＋	＋
5.31移転ルール付の協調の取れた閉鎖ルール	0	＋	＋＋	＋	＋	＋

(凡例) V: クライテリアを充たす、0: どちらでもない、－: クライテリアを充たさない
 ＋＋: 多大な改善、＋: 改善、0: 無視できる程度の変化

○「EU排出量取引スキーム レビュー」(2005年11月)

※欧州委員会環境総局がMcKinsey & CompanyとEcofysに委託して作成。

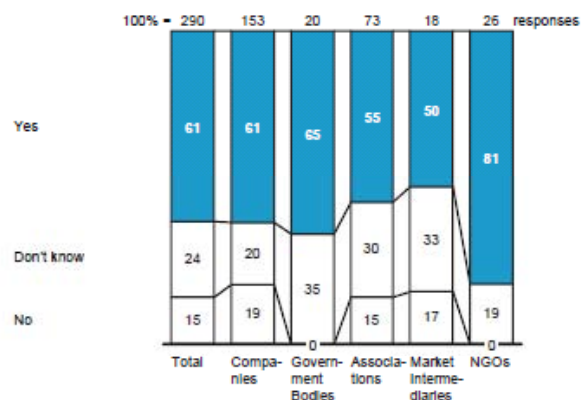
3. 長期的な問題に関して明確な提言は得られず

割当の方法やルールはシステム設計において重要である。現在のEUETSにおけるグランドファザリングは、例えば新規参入や工場閉鎖の取り扱いといった、各NAPにおける割当ルールなどにおいて、多くの議論を引き起こす問題である。しかし、回答からはベンチマーキングやオークションなどの代替アプローチの方がコンセンサスをとれるという結論を導けるほどの情報は得られなかった。新規参入や工場閉鎖に関するルールも非常に関連する課題である。

FEASIBILITY OF BENCHMARKING (1)

All stakeholders

Question: Do you believe a benchmarking system would be feasible?



Source: Survey EU ETS Review

Figure 3-1: Feasibility of benchmarking (1)

3.1 ベンチマーキングは代替案としての可能性を持っているが、実際に受け入れられるかはベンチマーキングがどのように導入されるかにかかっている

ベンチマーキングを割当方法の代替案とする考え方に賛成する意見は数多くみられた。しかし、ベンチマーキングには様々な困難が伴う。ベンチマーキングを導入すると(注: 従前の制度との間で?)トレード・オフが生じることが考えられる。

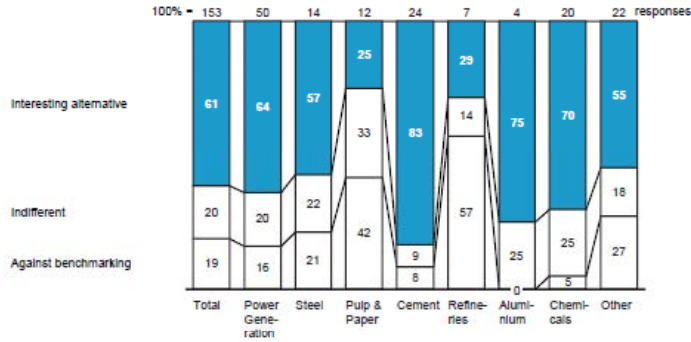
われわれは調査参加者に、ベンチマーキングに関する希望を尋ねた。調査参加者は全体的に、以下の3つの問題が解決されるのであれば、ベンチマーキングは興味深い代替案であると考えている。

- ・ ヨーロッパの基準でベンチマーキングは可能か？
- ・ 修正係数はどのように扱われるべきか？
- ・ 生産量の 基準(見込み)として何が利用できるか？

全回答者の60%以上がベンチマーキングは実行可能であると考え、15%がこれに反対である

FEASIBILITY OF BENCHMARKING (2)
Companies

Question: Do you believe a benchmarking system would be feasible?

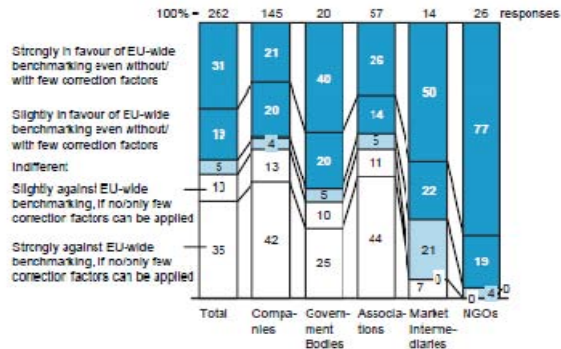


Source: Survey EU ETS Review

Figure 3-2: Feasibility of benchmarking (2)

EU-WIDE BENCHMARKING AND CORRECTION FACTORS
All stakeholders

Question: Assume EU-wide benchmarking would be workable only with few or no correction factors for your specific situation. That means, for example, that no correction would be made for age, size, or location, but only for climate-relevant differences such as combined heat and power (CHP). What would you value most: increased harmonisation/equality across Europe due to equal treatment of all competitors, or the consideration of companies' specific situation?



Source: Survey EU ETS Review

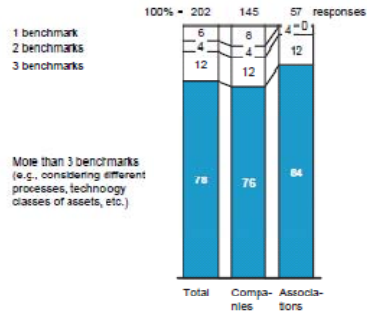
Figure 3-3: EU wide benchmarking and correction factors

パルプ・製紙業と石油精製業がベンチマーキングに対して最も懐疑的である。全業界の企業の過半数がベンチマーキングを興味深い代替案と考えている。

修正係数がまったく、あるいはほとんど利用されないとしても、政府機関・市場仲介者・NGOはEU規模のベンチマーキングに賛成であると回答した。企業の50%以上が、国毎に修正係数により調整される場合に限り、EU規模のベンチマーキングは受け入れられるとしている。企業と業界団体は、修正係数がまったく、あるいはほとんど利用されない場合には、EU規模のベンチマーキングには反対である傾向がある。

MINIMUM NUMBER OF BENCHMARKS NEEDED
Companies and associations

Question: What is the minimum number of benchmarks that you expect to need in your industry?



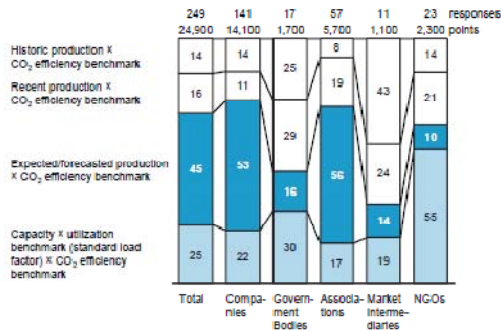
Source: Survey EU ETS Review

Figure 3-4: Preferred number of benchmarks

企業・業界団体の過半数が、それぞれの状況に合わせてるように、各業界に3つ以上のベンチマークを望んでいる。

PREFERRED ALLOCATION METHODS FOR EXISTING ASSETS
All stakeholders

Question: Please distribute 100 points to the following allocation methods for existing assets according to your preferences.



Source: Survey EU ETS Review

Figure 3-5: Preferred allocation methods

企業・業界団体は予想生産量に基づいてベンチマーキングを望んでいるが、政府機関は直近または標準の生産量に基づいている。

○共同体の温室効果ガス排出量取引制度の改善と拡大に関するEC指令(2003/87EC)を修正する欧州議会及び欧州理事会指令案(COM(2008) 16 final) (抜粋)

前文

- (13) ヨーロッパ経済が追加的な取組を行うに当たっては、とりわけ、改正後の共同体スキームが最高に可能な程度の経済効率を維持しつつ、かつ共同体内で完全に協調の取れた割当条件に基づいて稼働することが求められる。それゆえ、オークションは、最も簡素で一般的に最も経済効率的な制度であると考えられることから、割当の基本的な原則でなければならない。これはまた、ウィンドフォール・プロフィットを排除するものであるとともに、新規参入者と、平均よりも高いレベルで成長している経済主体を、既存設備と同様の競争条件に置くものでなければならない。
- (18) 移行的な措置として行われる無償割当は、共同体域内の競争の歪みを最小限にするために、協調の取れた共同体全体に適用される規則(「ベンチマーク」)を用いて行われるべきである。これらの規則は、温室効果ガスの排出及びエネルギーについて効率的な技術、代替物、代替的な製造過程、バイオマスの利用、再生可能エネルギーや温室効果ガス吸収隔離技術の大半を考慮するべきである。そのようないかなる規則も排出量増大のインセンティブとなつてはならず、排出枠がオークションにかけられる比率を将来にわたって増やすことを確保するべきである。市場が適切に機能することを可能にするため、割当量は取引期間前に確定されなければならない。それらはまた、産業設備に供給される電力や熱に関する市場競争における不適切な歪みを回避しなければならない。これらの規則は、移行的な措置として無償割当を受けている既存の施設と同様の活動を行っている新規参入にも適用されるべきである。域内市場におけるいかなる競争の歪みを回避するため、新規参入による発電には無償割当はなされるべきではない。2020年の新規参入のために用意されている排出枠はオークションされるべきである。

第10条 排出枠のオークション

1. 2013年以降は、加盟国は、第10a条の規定により無償割当されないとされた排出枠のすべてをオークションしなければならない。
2. 加盟国によりオークションされるべき総排出枠は、以下に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) オークションされるべき総排出枠の90%は、関係加盟国の2005年の共同体スキームにおける認証排出量のシェアと同一のシェアを用いて加盟国に配分された総排出枠。
 - (b) オークションされるべき総排出枠の10%は、関係加盟国に共同体の共通利益と成長のために配分された排出枠であって、関係加盟国が(a)に基づきオークションする排出枠量を附属書Ⅱaに定める割合により増加させたところによる総排出枠
(中略)
- 3・4. (略)
5. 委員会は、オークションがオープンで透明かつ非差別的な手法で行われることを確保するよう、オークションの時期、管理方法とその他の側面に係る規則を2010年12月31日までに定めなければならない。

第10a条 調和の取れた無償割当のための移行的な共同体全体のルール

1. 委員会は、協調された手法に関して第2項、第6項及び第8項に規定している共同体全体に適用され、完全に協調の取れた排出枠割当手法を、2011年6月11日までに適用しなければならない。

これらの手法は、本指令を補足することによりその非本質的要素を改正するように設計され、第23条第3項に規定されている審査を伴う規制過程に従って適用されなければならない。

第1段落に規定する手法は、実行可能な程度まで、最も効率的な技術、代替物、代替的な生産工程、バイオマスと温室効果ガスの吸収隔離の利用を考慮しながら、温室効果ガス排出とエネルギーについて最も効率的な技術と排出削減にインセンティブを与える手法で割当が実施されることを確保し、排出量を増大するインセンティブを与えないものでなければならない。発電に関しては、いかなる場合も無償割当は行われてはならない。

共同体の施策と同等な温室効果ガスの義務的排出削減につながる、気候変動に関する国際協定を共同体が締結した場合は、欧州委員会は、その合意に照らし十分に正当化された場合にのみ行われる無償割当を規定した、関連する手法を見直さなければならない。

2～9 (略)

ORGGIモデルルール(抜粋)

XX5.3 CO2排出枠割当

(c) 早期削減CO2排出枠 規制当局は、早期削減期間（2006年、2007年及び2008年）にCO2排出源により達成されたCO2排出削減（CO2排出源のCO2排出施設からのすべての排出を含む。）について、本項に定めるところにより、早期削減CO2排出枠(ERA)を割り当てることができる。施設の閉鎖はERAの対象とはならない。

(1) CO2排出源はERA割当申請書を2009年5月1日までに提出しなければならない。

(2) CO2排出源は、ベースライン期間（2003年、2004年及び2005年）にCO2排出源に存在したすべてのCO2排出施設が早期対策期間におけるCO2排出施設に含まれることを示さなければならない。CO2排出源に新たに設立されたCO2排出施設も早期削減期間における排出原因とされなければならない。

(3) 規制当局は早期削減期間における特定のCO2排出源に供与されるべきERAを以下の方式により計算する。

(i) 早期削減期間において、当該CO2排出源におけるすべてのCO2排出施設への熱投入総量が、ベースライン期間における当該CO2排出源におけるすべてのCO2排出施設への熱投入総量より少なかった場合は、

(a) ERAは以下の計算式により求められる。

$$ERAs = ((AEER_{BASELINE} - AEER_{ERP}) \times (EO_{ERP} + (TO_{ERP} / 3.413))) / 2000$$

(注) $AEER_{BASELINE}$: ベースライン期間における熱量及び電力に対するCO2排出量(CO2/MWh_{th+e})

$AEER_{ERP}$: 早期削減期間における熱量及び電力に対するCO2排出量(CO2/MWh_{th+e})

EO_{ERP} : 早期削減期間における発電総量(MWh_e)

TO_{ERP} : 早期削減期間における熱総量(MWh_e)

(b)・(c) (略)

(ii) 早期削減期間において、当該CO2排出源におけるすべてのCO2排出施設への熱投入総量が、ベースライン期間における当該CO2排出源におけるすべてのCO2排出施設への熱投入総量と同等又は上回った場合は、

$$ERAs = E_{BASELINE} - E_{ERP}$$

(注) $E_{BASELINE}$: ベースライン期間におけるCO2排出総量(t-CO2)

E_{ERP} : 早期削減期間におけるCO2総排出量(t-CO2)